

(参考) 「GISアクションプログラム2002-2005」の改定事項

追加・修正された内容	アクションプログラムの該当箇所	備考(修正前の記述)
2005年度までに、航空レーザ測量により高密度かつ高精度な標高データを取得・整備する仕組みを確立し、今後の3次元電子地図の作成に寄与する。(国土交通省)	3.(1)	
位置認証サービス等位置情報に関わる民間サービスの基盤となる正確な位置情報を提供するために、基準点GISを2005年度以降整備するとともに、定常的な地殻変動の補正モデルを構築し、基準点GISの精度向上を図る。(国土交通省)	4.(2)	-
インターネット上に政府の実施するGIS政策等に係る総合的なポータルサイトを開設する。2005年度には、コンテンツを大幅に拡充しポータルサイトの機能充実を図るとともに、その一環として、府省横断的な地理情報の利活用のためのシステムを構築する。(GIS関係省庁連絡会議)	4.(3)	インターネット上に政府の実施するGIS政策等に係る総合的なポータルサイトを開設する。(GIS関係省庁連絡会議)
迅速かつ的確に防災情報の把握を行うため、2003年度までに人工衛星画像等を活用した被害把握システムを整備し、2005年度までにその精度向上を図るほか、2003年度までにライフライン事業者等と防災情報を共有するシステムを整備し、2005年度までに政府防災機関間での防災情報の横断的な共有を図る防災情報共有プラットフォームを整備する。また、火山活動状況に即応した防災対応を行うため、ハザードマップを活用する火山防災システムの整備を2003年度までに行う。(内閣府)	5.(2)	迅速かつ的確に防災情報の把握を行うため、人工衛星画像等を活用した被害把握システムを整備するほか、各防災機関や国民が防災情報を共有化できるシステムの整備を2003年度までに行う。また、火山活動状況に即応した防災対応を行うため、ハザードマップを活用する火山防災システムの整備を2003年度までに行う。(内閣府)